

災害時の協力に関する協定書

浦幌町（以下「甲」という。）と本別町（以下「乙」という。）は、本別町内に発生した洪水、浸水害、その他の災害時（以下、「災害発生時」という。）において、避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に甲の設置する避難所等に受け入れが可能と認められる場合において、乙の避難者の受け入れに協力すると共に、避難者が避難所生活を送ることができることを目的とする。

（避難所等開設の要請及び受諾）

第2条 甲は、乙から避難の要請を受けた時に、受け入れが可能と認められる場合、次条に掲げる施設を避難所等として開設するものとする。

2 甲は、乙からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（避難所等設置施設）

第3条 甲は、乙から避難所等開設の要請を受けた時に設置を許可する施設は、次に掲げる施設とする。

避難所	上浦幌中央小学校、上浦幌中学校、上浦幌公民館
避難場所	川上近隣センター、上浦幌ひまわり保育園

2 乙は、前項に定める施設のうち、甲から許可を受けた施設に乙の避難者を受け入れるものとする。

（要請手続き等）

第4条 乙は、第2条の規定により避難所等の開設を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）避難する住民の人数

（2）避難する住民の住所、氏名、連絡先等

（3）避難所等運営（予定）期間

2 前項の規定により通知する事項のうち、運営期間については、概ね3日間以内とするが、被災の程度により更新することは妨げないものとする。

（管理運営）

第5条 乙は、甲の避難所等の運営において、次の各号に掲げる業務を履行するものとする。

（1）避難所等に避難した住民の日常生活上の支援

（2）避難者の健康状況の急変等に対応できる体制の確保

（3）避難所等の管理運営に係る費用のうち、次条に掲げる費用の負担

（費用等）

第6条 乙は、甲に対し、避難所等の管理運営に要した費用を、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 避難者に要する資機材費
- (2) 避難者に要する食費
- (3) 避難者に要するその他日常生活用品等

2 甲は、前項各号に掲げるものの外、避難所等の管理運営を特に必要と認められる経費がある場合は、事前に乙に了承を得たうえで請求できるものとする。

(協力体制)

第7条 甲は、乙の避難者に係る日常生活用品や食料等に不足が生じたときには、可能な限り協力するよう努めるものとするが、乙は人員又は物資等の不足に備え、必要な物資の調達、又は人員の確保に対応できるよう努めるものとする。

2 乙は、機能回復までの所要日数(概ね3日間)に必要な、最低限の物資を確保するよう努めるものとする。

(協定有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

2 本協定を解約するときは、甲乙双方又は一方が解消しようとする日の1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項又はその他業務を遂行するうえで必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月13日

甲 十勝郡浦幌町字桜町15番地6
浦幌町長 水澤 一 廣



乙 中川郡本別町北2丁目4番地1
本別町長 高橋 正 夫

